

電子申請手続きの流れ(自動二輪車等)

【申請条件】

次の①から④の**すべて**に該当する人

- ①学部4年次生以上又は大学院生である。
- ②深夜に至る研究又は夜間・早朝にしか出来ない実験等で公共交通機関が利用できない等の事情がある。
- ③現住所から津島キャンパスまでの通学最短距離が**片道2km以上**である。
(距離の確認は安全管理課で行います。)
- ④申請する時点で自動二輪車等の運転免許を取得している。

(特殊事情がある人)

次のアからエのいずれかに該当する人

- ア 身体に障害がある場合又は妊娠中の場合。
- イ 親族の保育又は介護のため、通学途上に車両で送迎を行う必要がある。
- ウ 社会人学生で勤務先から直接通学する必要がある。
- エ その他部局長が特に必要であると認める場合で、学長の承認を得られた人。

【申請方法】

特殊事情等により申請を希望する場合は、以下の必要書類を、先にそろえてください。
(社会人学生を除く)

- 理由書を添付してください。(A4サイズ・様式は任意)(※必須)
- 特殊事情を証明できる書類を添付してください。(A4サイズ)(※必須)
 - ・障害等の期間・程度がわかる書類のコピー(障害者手帳・母子手帳(氏名・出産予定日の記載欄等)、診断書など)
 - ・保育の状態がわかる書類のコピー(「在園証明書」「支給認定証」「給付認定通知書」等で在園期間(有効期間)が確認できる書類 (「保育利用決定通知」を除く))
 - ・介護の状態・程度がわかる書類のコピー(要介護状態区分等が表記された書類(在宅介護は、頻度等の明記))
 - ・その他理由を確認できる書類のコピー



本部棟は農学部の北側にあります。

- 以下の**いずれか**で申請される方は、**所属の部局長の承認が必要です**。
理由書等の必要書類を添えて、所属部局の部局長の承認を得て申請を行ってください。
(部局の承認は所属の教務担当に申し出てください。理由書等は、特に様式を定めておりませんので、申請の理由及び承認された事がわかるものを添付してください。)
- ・駐車許可区分の『一般及び自動二輪車等』で、『特殊事情 その他(保育・妊婦・障がい・介護以外)』で申請の方
- ・自動車と自動二輪車等の両方を申請される方(通学距離は関係ありません。)

指導教員の承認を得る。

- ・電子申請のURLより(intra-mart®)接続
- ・ログイン画面で「統合認証システムでログイン」をクリック→ 岡大ID・パスワードを入力→

電子入構申請画面に従い入力し、申請を行う。申請登録が完了したら、【申請のお知らせ】メールが届きます。

不備が見つかった場合は【差戻しのお知らせ】にて差戻しされますので、メールの内容を確認して再申請を行ってください。

【承認のお知らせメール】が届いたら、お知らせをよく読んで受取等をお願いします。
お受取りの際は、**現住所が確認出来るもの**をご用意ください。(免許証・郵便物等)

【注意事項】

※入構を許可しない場合は個別に連絡します。

- ・入構を許可する場合は、指定日以降に本部棟3階安全衛生統括部安全管理課へ受け取りに行ってください。
平日 9:00~12:00・13:00~17:00
- ・受け取り時に、自動二輪車等駐輪許可証をお渡しします。
- ・自動二輪車等駐輪許可証(シール)は、燃料タンクなどの見やすい場所に必ず貼り付けてください。

※ 1. 特殊事情により申請を希望する場合、ご不明な点は安全衛生統括部安全管理課
(086-251-7289・7288)にご相談ください。

2. 自動車と自動二輪車等の両方を申請される方は、理由書を添付するとともに、
所属の部局長の承認が必要です。